

補 正 情 報

2017年4月22日

法改正に伴い、**宅建士基本講座テキスト VOL.2（法令上の制限・税その他）**に以下の修正が必要となりました。お手数ですが、下記の通り修正してください。

記

P41 用途規制の表を次のように**修正**してください

表の下から2段目からナイトクラブを削除、表の下から4段目、5段目にそれぞれナイトクラブを追加

客席の床面積 200 m ² 未満の 映画館、劇場、演芸場 ナイトクラブ	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×
客席の床面積 200 m ² 以上の 映画館、劇場、演芸場 ナイトクラブ	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×
床面積 10,000 m ² 超の店舗・飲食店	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×
料理店 、 ナイトクラブ 、 キャバレー	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

P45 ⑨を次のように**修正**してください

修正前

⑨ 客席部分の床面積が 200 m²未満の映画館、劇場、演芸場

修正後

⑨ 客席部分の床面積が 200 m²未満の映画館、劇場、演芸場、または用途に供する部分の床面積が 200 m²未満の**ナイトクラブ**

P46 ⑩を次のように**修正**してください

修正前

⑩ 客席部分の床面積が 200 m²以上の映画館、劇場、演芸場

修正後

⑩ 客席部分の床面積が 200 m²以上の映画館、劇場、演芸場、または用途に供する部分の床面積が 200 m²以上の**ナイトクラブ**

P46 ⑪を次のように**修正**してください

修正前

⑪ **料理店**、**ナイトクラブ**、**キャバレー**

修正後

⑪ **料理店**、**キャバレー**

タキザワ宅建予備校
代表 瀧澤 宏之